



目 次

規 則	ページ
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定	(地域福祉政策課) 1
◎高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定	(歴史文化財課) 1
○私立専修学校の廃止の認可	(私学・大学支援課) 1
○私立各種学校の廃止の認可	( " ) 1
◎高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定	(スポーツ課) 1
◎四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定	(自然共生課) 1
◎宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定	(漁港漁場課) 2
○道路の区域変更	(道 路 課) 2
○道路の供用開始	( " ) 2
○都市計画の決定 (2件)	(都市計画課) 2
○都市計画の変更	( " ) 2
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行	(住 宅 課) 3
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行	( " ) 4

規 則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月31日  
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第26号  
高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正す

る規則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。  
第6条第5号ア中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第172号

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。  
令和8年3月31日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称  
高知県立ふくし交流プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市朝倉戊375番地1  
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 3 指定期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

高知県告示第173号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号）第21条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。  
令和8年3月31日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称  
高知県立高知城歴史博物館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市追手筋二丁目7番5号  
公益財団法人土佐山内記念財団
- 3 指定期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

高知県告示第174号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。  
令和8年3月31日  
高知県知事 濱田 省司

学校名	設置者名	認可年月日
-----	------	-------

四十万福祉専門学校	学校法人育英館	令和8年3月31日
独立行政法人国立病院機構高知病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	令和8年3月31日

高知県告示第175号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次のとおり認可した。  
令和8年3月31日  
高知県知事 濱田 省司

学校名	設置者名	認可年月日
清和准看護学院	医療法人近藤会	令和8年3月31日

高知県告示第176号

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）第15条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第18条の2第1号の規定により次のとおり告示する。  
令和8年3月31日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称  
高知県立障害者スポーツセンター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市朝倉戊375番地1  
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- 3 指定期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

高知県告示第177号

高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例（令和4年高知県条例第36号）第22条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第26条第1号の規定により次のとおり告示する。  
令和8年3月31日  
高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称  
四国カルスト県立自然公園公園施設
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高岡郡津野町芳生野乙4921番地22号  
一般財団法人天狗荘

3 指定期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

**高知県告示第178号**

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第32条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第36条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称  
宇佐漁港プレジャーボート等保管施設
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市本町一丁目6番21号  
高知県漁業協同組合

3 指定期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

**高知県告示第179号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大内字 ムロヤシキ715番1 から 吾川郡いの町大内字 寺屋敷614番1 まで	A	3.0	215
		6.6	
吾川郡いの町大内字 大平山4280番1 地先 から 吾川郡いの町大内字 城ヶ谷山3552番1 地 先まで	B	6.2	1915
		12.4	
吾川郡いの町大内字 大平山4280番1 から 吾川郡いの町大内字	C	9.8	1950

城ヶ谷山3552番1 地 先まで		25.3	
吾川郡いの町大内字 大平山4280番1 から 吾川郡いの町大内字 城ヶ谷山3552番1 地 先まで	後	9.8	1950
		25.3	

**高知県告示第180号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市吉良川町字上馬路乙 1922番1	87	令和8年3月31 日

**高知県告示第181号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類  
佐川都市計画道路（3・6・1号加茂越知線）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
高岡郡佐川町岩目地字長尾の一部  
高岡郡佐川町加茂字長尾、北谷、下モ高岩、上ミ高岩、山崎屋敷ノ下タ、山崎屋敷、三ノ越、耳飛谷、耳飛谷西ノ平、弘法寺谷、不動ノ森、末光口東ノ路、イタヤ、ホツキヤウ、板家ノ上、松若、山ノ下、宮ノ上、天神ノ前、下モコビ谷、天神ノ上、天神谷西ノ平、末次ノ上、末次、中ノ畑ノ上、梅ノ木谷ノ東、梅ノ木谷及び光東山の各一部  
高岡郡佐川町字黒廻り、東鳥池、小松ノ本、三代、西鳥池、金井谷、子リ神石、重蔵屋敷、石佛、野都合、下山、下夷木、

高外場、川尻、白杉、大鹿、並柳、根利寄、松ノ本、赤石、西川原、曾我ノ内、曾我山、岡本土居、東覚林屋敷、西山田、久保田、西奥田、高田、堂ノ東屋敷廻り、赤ヶ谷口、堂ヶ畝、中島谷東ノ平、中島谷口、西ノ坊谷、中島谷奥、炭谷西ノ平、中島西ノ谷、笠松谷、大谷、七兵衛谷、草ヶ谷、山ノ神ノ下、飯ヶ森、乙川長通、乙川茂作屋敷、長通山、東荒平、西黒龍、山口、笹ヶ休場及び新立の各一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び佐川町建設課

**高知県告示第182号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類  
越知都市計画道路（3・6・1号加茂越知線）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
高岡郡越知町越知字鷹ノ巣、長谷、大谷奥、大谷、鳥打場、下荒岩、堀切、城ノ奥、狸穴、東丸山、鷹ヶ平等、東ヶナ口、尻無麓、カイ曲り、小鳥田山、東宮谷、宮谷、小森、小森嶋道ノ表、高見、岩見鷲、籠り鷲、大荒、城ノ前、大谷東地、城山、城山北、島ノホキ、コヤケ谷、池ブチ、宮ノ南、横倉山、赤ヶ谷、赤ヶ谷山、横倉、横倉西ノ山、一ノ宮及び一宮ノ外の各一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び越知町建設課

**高知県告示第183号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画道路（3・6・94号波川加茂線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
吾川郡いの町波川字月田、南松崎、ヒガンデン、六月バタ、コクワ橋、松下、アカハゲ、山田谷、古鉄中山、東小山田、小山田、正壽院、土居谷、西山南分及び西山谷の各一部  
高岡郡日高村下分字光岩、琴木、唐音、仮屋、柏木、有ノ木、暮月、丸田、城ヶ前、林崎、今宮、加賀谷、大知寺、鍛冶

屋、大田、水月、秋森、北ノ町、観城坊、正寺岡及び耕雲の各一部

高岡郡日高村本郷字中谷、瀧、木屋ノ谷、水呑場、金林坊、白髭、父原、枇杷ケ谷、妹背、妹背西路、梅ヶ坂、柏井口、柏井西路、大和田東路、藤石、岡端、坪栗及び中川内の各一部

高岡郡日高村岩目地字曾我、理々浦、西ヶ峯、カヂヤ、椎ノ木谷、中芝屋敷、大平山、タヅ子サコ、長田、山口、越ノ森、上片山、南ヤシキ、森ヤシキ、丁免及び藤ヶ谷の各一部

高岡郡日高村九頭字井ノ元、横田及び西岡の各一部

高岡郡佐川町加茂字藤ヶ谷、合頭山、藤ヶ谷山、長尾及び北谷の各一部

高岡郡佐川町岩目地字長尾の一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課、いの町土木課及び日高村建設課

-----  
**そ の 他**  
 -----

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条例第2条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 杉村 充孝

1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

高知県住宅供給公社

2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良

船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原

赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町

横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
- (1) 公営住宅法第47条第3項各号(第4号、第6号及び第7号を除く。)に掲げる業務
  - (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

~~~~~

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等(日高村営住宅設置及び管理に関する条例(平成9年日高村条例第22号)第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。)の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 杉村 充孝

- 1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅

等の名称

| 団地名        | 位置                |
|------------|-------------------|
| 村営住宅西ノ越住宅  | 高岡郡日高村本郷3,352番地2  |
| 村営住宅国岡団地A棟 | 高岡郡日高村下分3,092番地2  |
| 村営住宅国岡団地B棟 | 〃                 |
| 村営住宅馬越団地   | 高岡郡日高村沖名1,085番地   |
| 村営住宅夢団地    | 高岡郡日高村本村24番地1     |
| 村営住宅清水田団地  | 高岡郡日高村本郷1,604番地11 |
| 村営住宅福良住宅   | 高岡郡日高村下分3,938番地2  |
| 村営住宅鍛冶屋住宅  | 高岡郡日高村下分3,884番地1  |

- 3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容
- (1) 公営住宅法第47条第3項各号(第4号、第6号及び第7号を除く。)に掲げる業務
  - (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで